

宮城県への派遣報告について

派遣期間：平成28年4月1日～

平成29年3月31日

県土整備部 建築開発課 建築審査班

主任 島崎 伸彦

配属先と業務について

- 配属先：宮城県 土木部 建築宅地課 開発防災班

勤務地：宮城県庁(仙台市青葉区)

班員：7名(宮城県職員:4名 事務補助員:1名
北海道職員:1名 三重県職員:1名)

業務内容:都市計画法に基づく開発許認可業務

(仙台市、石巻市、大崎市を除く)

(1ha未満は宮城県の5土木事務所(地域機関))

- 復興に係る業務

住宅等の復興事業により実施される造成工事に係る開発許認可業務

復興住宅の種類



民間住宅等用地



災害公営住宅(一戸建て)



災害公営住宅(長屋)



災害公営住宅(共同住宅)

宮城県の住宅の復興状況

- 計画戸数 25,325戸
 - 内、民間住宅等用宅地 9,176戸
 - 災害公営住宅 16,149戸

※ H29.5.19公表 復興庁ホームページによる(H29.3月末時点)

- 派遣前の5年間(H23年3月11日～H28年3月末)

計画戸数の約**60%**が完成

- 派遣中の1年間(H28年4月～H29年3月末)

計画戸数の約**25%**(合計約**85%**)が完成

住宅の復興に係る事業

- **復興まちづくり事業**

- **津波復興拠点整備事業（12地区）**

- 復興の拠点となる市街地を用地買収方式で緊急に整備する事業

- **被災市街地復興土地区画整理事業（34地区）**

- 広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興を図るため、
公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備する事業

- **防災集団移転促進事業（195地区）**

- 被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の
住居の集団的移転を目的とした事業

- **災害公営住宅整備事業等**

- 被災者の居住の安定を図るための、災害公営住宅の整備等に係る事業

防災集団移転促進事業等の地区数

市町名	地区数	市町名	地区数
気仙沼市	51	仙台市	14
南三陸町	26	名取市	2
石巻市	56	岩沼市	2
女川町	22	亶理町	5
東松島市	7	山元町	3
塩竈市	2		
七ヶ浜町	5	合計	195

事業実施に必要な許可手続きのワンストップ化

※ 復興庁ホームページより

現状と課題

事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

特例措置

事業に必要な複数の許可手続きをワンストップで処理



都市計画法の開発許可・農地転用許可・農用区域の開発許可が必要

都市計画法の開発許可が必要

- 市街化区域（都市計画法に基づき指定）
- 市街化調整区域（都市計画法に基づき指定）
- 農用区域（農業地域振興法に基づき指定）
- 事業実施区域

事業に必要な許可手続き

- 都市計画法の開発許可
- 農地法の農地転用の許可
- 農用区域における開発許可
- 保安林の開発許可
- 自然公園法の開発許可 等

協議会での協議・同意

復興整備協議会



ワンストップ処理

協議会での協議等を経た場合には、事業に必要な許可があったものとして扱う

防災集団移転促進事業等による団地

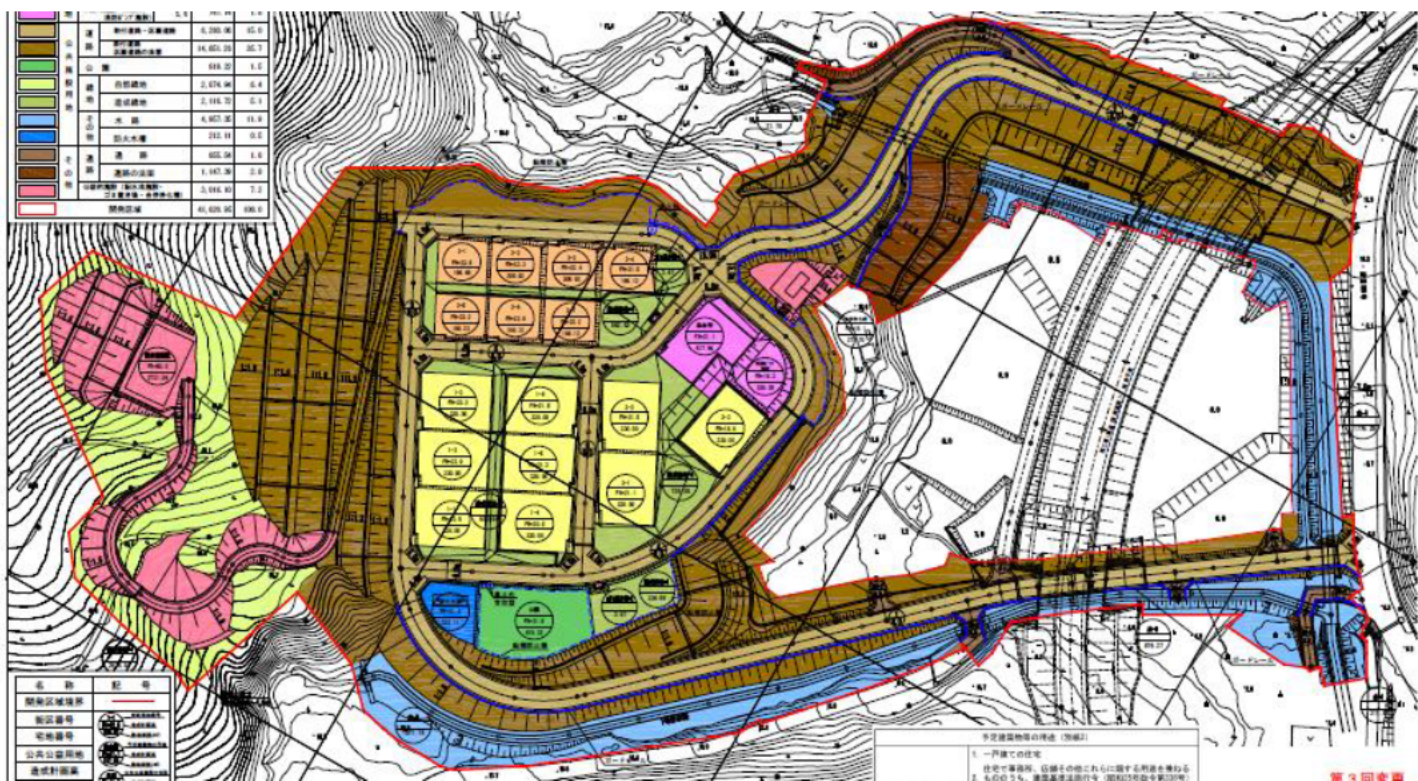


面積 : 約20 ha 従前の土地利用: 農地 移転先 : 内陸

民間住宅等用宅地 : 158戸
災害公営住宅 : 111戸 } 269戸

岩沼市 玉浦西地区 土地利用計画図

防災集団移転促進事業等による団地



面積：約4 ha 従前の土地利用：山林 移転先：高台

民間住宅等用宅地 : 9戸
 災害公営住宅 : 7戸 } 16戸

女川町 御前浜地区 土地利用計画図

さいごに

- ・宮城県へ派遣で行った1年間で、復興住宅の計画戸数の、約25%が完成しており、多くの地区で完成を迎えている状況であった。
- ・震災から約6年が経過した時点で、復興住宅の計画戸数の、約85%が完成し、現在も、残りの復興住宅の完成に向けて、工事が進んでいる最中である。
- ・派遣先ではコミュニケーションがとりやすく、班全体で業務を行なっているという雰囲気の中で業務に励むことができました。有事の際に他県から応援に来てもらうことになった場合には、率先して情報共有を図り応援職員の方と共に業務に励みたい。